

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年11月7日 現在)

福島県	出荷制限	摂取制限	
原乳	2市6町3村※1	—	
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村※2	2市6町3村※2	
結球性葉菜類 (キャベツ等)			
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			
カブ			
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村	
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—	
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—	
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町	
野菜類	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—	
くさそてつ(ごこみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—	
たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—	
ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—	
こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—	
ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—	
わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—	
ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—	
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—	
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—	
キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—	
穀類	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米 (平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)、 福島市(旧水原村の区域に限る。) 、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的な経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、櫻枝岐村	—

*1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

*2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

*3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塙及び字下馬沢、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

*4 アイナメ、カガメ、アカシラマ、イカシラマ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメル、ウミコマノエ、エソイナメバ、クロウシロマ、クロイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバ、スクウドカラ、スズキ、ナガハ、ニベ、マヌガレイ、ハマガレイ、ヒガニグ、ヒラマ、ホウウガ、ホシガレイ、マナゴ、マガレイ、マコガレイ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ

*5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

*6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年11月7日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、 遠野市 、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
水産物	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	マダラ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綿取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡町、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	ヒガシング	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	クロダイ	
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ (1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	
肉	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモンカスペ	最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	
	スズキ	
	ニベ	最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	
肉	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	イシジの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシジの肉を除く。)
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、郡河川町
	原木シタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、塙谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、那須町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、郡河川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(ごみ) (野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんよう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	ウゲイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の郡河川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年11月7日 現在)

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イソシの肉	全域
肉	ケマの肉	全域
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
野菜類	原木シイタケ(施設栽培)	山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イソシの肉	全域
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月7日現在

福島県		出荷制限
		<p>H23.3.21~: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.21~4.8解除: 薩多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南金津町</p> <p>H23.3.21~4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、木原市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(「旧郡路村の区域を除く」)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鮫川村、大郷町、猪苗代町、矢祭町、いわき市。</p> <p>H23.3.21~4.21解除: 相馬市、新地町</p> <p>H23.3.21~5.1解除: 南相馬市(「福島市のうち、鳥崎、大穴、川子及び塙崎を除く。区域に限る。」)、川俣町(「山木屋の区域を除く。」)</p> <p>H23.3.21~6.8解除: 田村市(「福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。」)、原町区高倉字助常、原町区高倉字芋屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師谷、原町区馬場字行津及び原町区馬場字田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.21~10.7解除: 会津坂下町、桑折町、天栄村、猪苗代町、只見町、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楳葉町(「東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。」)</p>
原乳		<p>H23.3.21~: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.21~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.21~5.11解除: 会津坂下町、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代村</p> <p>H23.3.21~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字芋屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師谷、原町区馬場字行津及び原町区大原字と田城の区域を除く。」)</p> <p>H23.3.21~6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。」)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.21~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町(「山木屋の区域を除く。」)、大玉村</p> <p>H23.3.21~6.14解除: 広野町、内村(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。」)</p>
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ、カキャ	<p>H23.3.21~: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23~5.11解除: 会津坂下町、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代村</p> <p>H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字芋屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師谷、原町区馬場字行津及び原町区大原字と田城の区域を除く。」)</p> <p>H23.3.23~6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。」)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町(「山木屋の区域を除く。」)、大玉村</p> <p>H23.3.23~6.14解除: 広野町、内村(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。」)</p>
その他すべて		<p>H23.3.23~: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23~4.27解除: 会津坂下町、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代村</p> <p>H23.3.23~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23~5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町(「山木屋の区域を除く。」)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字芋屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師谷、原町区馬場字行津及び原町区大原字と田城の区域を除く。」)</p> <p>H23.3.23~6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。」)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町(「山木屋の区域を除く。」)、大玉村</p> <p>H23.3.23~6.14解除: 広野町、内村(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。」)</p>
結球性葉菜類(キャベツ等)		<p>H23.3.23~: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23~4.27解除: 会津坂下町、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代村</p> <p>H23.3.23~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23~5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町(「山木屋の区域を除く。」)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字芋屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師谷、原町区馬場字行津及び原町区大原字と田城の区域を除く。」)</p> <p>H23.3.23~6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。」)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町(「山木屋の区域を除く。」)、大玉村</p> <p>H23.3.23~6.14解除: 広野町、内村(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。」)</p>
アブラナ科の花茎類(ブロッコリー、カリフラワー等)		<p>H23.3.23~: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23~4.27解除: 白河市、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23~5.4解除: 須賀川市、田村市(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。」)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23~5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町(「山木屋の区域を除く。」)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字芋屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師谷、原町区馬場字行津及び原町区大原字と田城の区域を除く。」)</p> <p>H23.3.23~6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字芋屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師谷、原町区馬場字行津及び原町区大原字と田城の区域を除く。」)及び大玉村</p> <p>H23.3.23~10.28解除: 広野町、内村(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。」)</p>
カブ		<p>H23.3.23~: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23~4.27解除: 白河市、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23~5.4解除: 須賀川市、田村市(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。」)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23~5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町(「山木屋の区域を除く。」)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字芋屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師谷、原町区馬場字行津及び原町区大原字と田城の区域を除く。」)</p> <p>H23.3.23~10.28解除: 広野町、内村(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。」)</p>
野菜類		<p>H23.3.23~: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23~5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、木原市、郡山市、須賀川市、田村市(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。」)、いわき市、三条町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23~5.18解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23~6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字芋屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師谷、原町区馬場字行津及び原町区大原字と田城の区域を除く。」)</p> <p>H23.3.23~11.4解除: 広野町、内村(「東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。」)</p>
原木しいたけ(露地栽培)		<p>H23.4.18~: 横島市</p> <p>H23.4.18~: 木姫町</p>
原木しいたけ(施設栽培)		<p>H23.7.22~: 新地町</p> <p>H23.7.19~9.7解除: 木原市</p>
原木ナメコ(露地栽培)		<p>H23.11.14~: 川俣町</p> <p>H23.10.31~: 相馬市、いわき市</p> <p>H23.9.6~: 横島村、古殿町(「米蔭根畠に属する野生キノコに限る。」)</p>
キノコ類(野生のものに限る。)		<p>H23.9.15~: 福島市、二本松市、伊達市、木原市、須賀川市、田村市、白河市、稻葉村、南相馬市、いわき市、桑折町、國見町、川俣町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.9.16~: 村井町</p>
たけのこ		<p>H24.3.9~: いわき市</p> <p>H24.3.9~6.21解除: 天栄村</p> <p>H23.5.13~6.21解除: 国見町</p> <p>H24.4.18~: 福島市、新地町</p> <p>H24.4.23~: 広野町</p> <p>H24.5.2~: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.5.7~: 福島市、須賀川市</p> <p>H24.6.25~: 鶴岡市</p>
わさび(煙において栽培されたものに限る。)		<p>H24.4.16~: 伊達市、川俣町</p>
<さそて(こごみ)		<p>H24.5.1~: 相馬市、伊達市、国見町、三春町</p> <p>H24.5.2~: 川俣町</p> <p>H24.5.7~: 田村市、古殿町</p> <p>H24.5.10~: 二本松市、大玉村</p>
たらのめ(野生のものに限る。)		<p>H24.5.7~: 鶴岡市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、瑞町</p> <p>H24.5.10~: 伊達市、國見町、矢吹町、鶴岡町、下郷町、大玉村、西郷村、鮫川村</p>
ふきのとう(野生のものに限る。)		<p>H24.4.9~: 会津美里町、川島町、田村市、相馬市、広野町</p> <p>H24.4.16~: 伊達市、桑折町、國見町</p> <p>H24.5.2~: 福島市、二本松市</p>
こしあぶら		<p>H24.5.7~: 鶴岡市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、瑞町、大玉村、西郷村、鮫川村</p> <p>H24.5.10~: 伊達市、國見町、矢吹町、鶴岡町、下郷町、大玉村、西郷村、鮫川村</p> <p>H24.5.14~: 川俣町</p>
ぜんまい		<p>H24.5.10~: 伊達市、川俣町</p> <p>H24.5.24~: 川俣町</p>
わらび		<p>H24.5.17~: 喜多方市、福島市、川俣町</p> <p>H24.5.22~: 福島市、伊達市、桑折町</p>
ウメ		<p>H24.5.6~: 福島市</p> <p>H24.6.8~: 國見町</p>
ユズ		<p>H23.8.29~: 福島市、南相馬市</p> <p>H23.10.14~: 伊達市、桑折町</p> <p>H24.1.10~: いわき市</p>
クリ		<p>H23.9.26~: 二本松市</p> <p>H24.10.12~: いわき市</p>
キウイフルーツ		<p>H23.12.9~: 相馬市、南相馬市</p>

*の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年11月7日現在

福島県		出荷制限
米 (平成23年産)		<p>H23.11.17～: 福島市 (旧小国村の区域に限る。) H23.11.29～: 伊達市 (旧小国村及び旧目静村の区域に限る。) H23.12.5～: 福島市 (旧喜多方市の区域に限る。) H23.12.8～: 二本松市 (旧喜多方市の区域に限る。) H23.12.9～: 伊達市 (旧喜多方市及び旧喜成村の区域に限る。) H23.12.19～: 伊達市 (旧喜多方市及び旧喜成村の区域に限る。) H24.1.4～: 伊達市 (旧喜多方市及び旧喜成村の区域に限る。)</p>
穀類		<p>福島県広野町、猪苗町 (福島第一原素力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村 (福島第一原素力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市 (郡路町、船引町横瀬、船引町中山字小坂及び字下喜沢、常葉町喜田、常葉町山根並びに市内園有林福島県森林管理署261林班の一部、252林班、253林班から270林班まで、263林班から300林班まで及び301林班から303林班並びに一部の区域のうち福島第一原素力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。)、郡路町 (福島第一原素力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。)、原町区高瀬字伏木不經、原町区高瀬字馬場川、原町区高瀬字御前谷、原町区片寄字行津及び原町区大原字宇田城並びに市内園有林福島県森林管理署2084林班から2087林班まで、2085林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市 (新福島市 (諏利、小倉寺及び御門合谷を除く。)、旧平田村、旧底塙村、旧野田村、旧余目村、旧下川町、旧松川町及び旧喜多方市 (月輪町月輪ノ下、松川町、向左及び曾ノ郷に限る。) 及び月輪町月代町 (北、東、西及び新堀ノ内に限る。) に限る。)、旧皆生町 (雲山町山野川に限る。)、旧松沢村、保原町所沢 (明夫内、内田、久保田、田仲内、西御山、雪ノ町、河原田、東深町、西深町及び曾ノ郷に限る。)、新田町 (扶田、平、音ノ内、前田、猪苗妻、砂子下及び徳井岸に限る。)、旧坂本村 (坂本村の区域に限る。)、新川町新田及び栗川町轄谷に限る。)、旧石井村、旧上条尾村、旧喜多方村及び旧喜成村 (栗川町喜多方村 (寺越、清水、清水川、松平、久保、猪苗妻、里ヶ谷、山ノ口、生木沢、曾石及び上台名限く。)、喜多方村 (洪川及び米沢に限る。)、二本松市 (旧洪川村 (洪川及び米沢に限る。)、旧若下村、旧小坂町、旧坂沢村、旧木戸村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧木戸村 (若代町) 及び旧木戸村 (東和町) の区域に限る。)、本宮市 (旧白石村、旧和木戸村 (白沢村) 及び旧木戸村及び旧轄合村の区域に限る。) 及び国見町 (旧木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)) (県の定める出荷検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)</p> <p>H24.4.5～: 川町及び旧喜多方市 (月輪町月輪ノ下、松川町、向左及び曾ノ郷に限る。) に限る。)、伊達市 (月輪町月輪ノ下、松川町、向左及び曾ノ郷に限る。) 及び月輪町月代町 (北、東、西及び新堀ノ内に限る。) に限る。)、旧皆生町 (雲山町山野川に限る。)、旧松沢村、保原町所沢 (明夫内、内田、久保田、田仲内、西御山、雪ノ町、河原田、東深町、西深町及び曾ノ郷に限る。)、新田町 (扶田、平、音ノ内、前田、猪苗妻、砂子下及び徳井岸に限る。)、旧坂本村 (坂本村の区域に限る。)、新川町新田及び栗川町轄谷に限る。)、旧石井村、旧上条尾村、旧喜多方村及び旧喜成村 (栗川町喜多方村 (寺越、清水、清水川、松平、久保、猪苗妻、里ヶ谷、山ノ口、生木沢、曾石及び上台名限く。)、喜多方村 (洪川及び米沢に限る。)、二本松市 (旧洪川村 (洪川及び米沢に限る。)、旧若下村、旧小坂町、旧坂沢村、旧木戸村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧木戸村 (若代町) 及び旧木戸村 (東和町) の区域に限る。)、本宮市 (旧白石村、旧和木戸村 (白沢村) 及び旧木戸村及び旧轄合村の区域に限る。) 及び国見町 (旧木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)) (県の定める出荷検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)</p> <p>H24.10.25～: 桑川市 (旧西郷村の区域に限る。) H24.10.26～: 大玉村 (旧玉井村の区域に限る。) H24.11.5～: 那山市 (旧久山町の区域に限る。) H24.11.7～: 福島市 (旧水門町の区域に限る。)</p>
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除: 全域	
ヤマメ (養殖を除く。)		<p>H23.6.8～: 秋元湖、猪原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。) 及び福島県内の阿武隈川 (支流を含む。)</p> <p>H23.6.17～: 真野川 (支流を含む。) H24.3.29～: 新田川 (支流を含む。) H24.3.29～: 太田川 (支流を含む。) H24.4.5～: 鶴川 (支流に限る。)</p>
水産物		<p>H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川 (支流を含む。ただし鶴川を除く。) 及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。)</p> <p>H24.6.7～: 猪苗代湖の久慈川 (支流を含む。)</p>
ウグイ		<p>H23.6.17～: 真野川 (支流を含む。) H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)</p> <p>H24.3.29～: 秋本湖、猪原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川 (鰐川との合流点から上流部分に限る。) H24.4.24～: 猪苗代湖の久慈川のうち信夫ダムの上流 (支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。) H24.5.24～: 猪苗代湖の久慈川のうち信夫ダムの上流 (支流を含む。)</p>
ウナギ		<p>H24.4.2～: 福島県内の阿武隈川 (支流を含む。)</p>
アユ (養殖を除く。)		<p>H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)、真野川 (支流を含む。)、新田川 (支流を含む。)</p>
イワナ (養殖を除く。)		<p>H24.4.12～: 鶴川 (支流に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流 (支流を含む。)、長瀬川 (鰐川との合流地点から上流の部分に限る。) 並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流 (支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)</p> <p>H24.5.31～H24.9.19解除: 鎌岩川 (支流を含む。)</p>
コイ (養殖を除く。)		<p>H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、阿武隈川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。)、阿武隈川のうち信夫ダムの上流 (支流を含む。) 並びに長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。)</p> <p>H24.5.10～: 猪苗代湖のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)</p>
フナ (養殖を除く。)		<p>H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、阿武隈川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。)、阿武隈川のうち信夫ダムの上流 (支流を除く。) 並びに長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。)</p> <p>H24.5.10～: 猪苗代湖のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)</p>
アイナメ アカガレイ アカシタラメ イカナゴ (稚魚を除く。) イシガレイ ウツメバル ウツタナゴ エイイソアチャメ ギンネメバル クロウシンド クロソイ クロダイ ケムシカジカ ヨモンカスベ サラマス サゴロウ シロメバル スクトイタラ スキ ニベ ヌカガレイ バハガレイ ヒガシフグ ヒラメ ホリボウ ホンガレイ マナゴ マガレイ マコガレイ マコチ マダラ ムジガレイ ムライ マイタガレイ ビノスガイ キラムラサキウニ ナガヅカ マツカワ ホンザメ ショウサイフグ		<p>H24.6.22～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた高堤)</p>
牛の肉		<p>H23.9.25～: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)</p>
イノシシの肉		<p>H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</p> <p>H23.11.25～: 福島市、喜多方市、伊達市、本宮市、桑折町、飯豊町、川俣町、大玉村</p>
肉		<p>H23.12.2～: 郡山市、猪苗川市、田村市、白河市、いわき市、磐石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、福倉町、矢祭町、喜久町、天栄村、玉川村、平和町、矢吹町、猪苗町、矢祭町、喜久町、大玉村</p> <p>H23.12.2～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、矢吹町、猪苗町、矢祭町、喜久町、天栄村、玉川村、平和町、矢吹町、猪苗町、矢祭町、喜久町、大玉村</p>
クマの肉		<p>H24.7.27～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗代町、金津坂下町、柳井町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗崎村</p>

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月7日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21~4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21~4.27解除: 全域	
カキナ	H23.3.21~4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.2~: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那須川町 H24.8.7~: 塙沼市 H24.8.8~: 失波市 H24.8.15~: 那須町 H24.8.22~: 大田原市 H24.9.10~: 塙谷町 H24.10.10~: 那須烏山市	
タケノコ	H24.8.1~: 那須塩原市、那須町 H24.8.7~: 日光市、大田原市 H24.9.13~: 失波市	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.15~: 那須塩原市、今市町 H24.4.10~: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町 H24.4.11~: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12~: 足利市、那須町、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市原町、那須川町 H24.4.13~: 塙沼市、壬生町	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.2.15~: 那須塩原市、今市町 H24.4.10~: 芳賀町、那須町 H24.4.12~: 大田原市 H24.5.29~: さくら市 H24.6.4~: 塙沼市 H24.6.28~: 王生町	
野菜類	H23.11.7~: 塙沼市、矢板市 H23.11.8~: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14~: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市原町、芳賀町、高根沢町	
原木クリタケ(露地栽培)	H24.11.5~: 塙沼市	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.11.7~: 塙沼市、矢板市 H24.11.8~: 大田原市、那須塩原市 H24.11.14~: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市原町、芳賀町、高根沢町	
(さそてつこ(ご)(野生のものに限る。))	H24.8.1~: 大田原市、那須町 H24.8.2~: 那須塩原市	
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.8.1~: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.8.7~: 宇都宮市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.8.15~: さくら市(野生のものに限る。)	
さんしょう(野生のものに限る。)	H24.5.14~: 宇都宮市、日光市 H24.5.18~: 那須塩原市	
ぜんまい(野生のものに限る。)	H24.6.7~: 日光市、那須町(野生のものに限る。)	
たのめ(野生のものに限る。)	H24.6.2~: 塙沼町	
わらび(野生のものに限る。)	H24.9.17~: 大田原市、那須市 H24.9.18~: 那須塩原市、那須町	
クリ	H24.9.18~: 大田原市	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。) ウグイ(養殖を除く。)	H24.8.10~: 桜木町内の飯盛川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流的部分に限る。) H24.9.10~: 水野町(支流を含む。) H24.9.15~: 桜木町内の飯盛川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.9.17~: 桜木町(支流を含む。ただし、荒川及びその支流を除く。) H24.5.30~H24.9.28解除: 売川(支流を含む。)
肉	牛の肉 イシシの肉 シカの肉	H23.6.2~: 金城 H23.12.2~: 金城 H23.12.5~部解除: (東)の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2~: 塙沼市、大田原市 H23.7.8~H24.6.1解除: 栗山市
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21~4.8解除: 全域	
カキナ	H23.3.21~4.8解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25~: 沼田市、東吾妻町、耀庭村 H24.10.10~: 高山村 H24.10.18~: 安中市 H24.10.29~: 長野町	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。) ウグイ(養殖を除く。)	H24.4.15~: 鹿島川のうち猪崎橋から東京電力株式会社久慈郡所喜多方町水無瀬までの区間(支流を含む。)、海瀬川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び猪ノ木川(支流を含む。) H24.6.8~: 鹿島川のうち猪崎橋から東京電力株式会社久慈郡所喜多方町水無瀬までの区間(支流を含む。)、海瀬川(支流を含む。)及び鳥川のち川田瀬の上流(支流を含む。)
肉	イシシの肉 クマの肉	H24.10.10~: 金城 H24.9.10~: 金城
その他	茶	H23.6.30~H24.5.28解除: 桐生市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.1.18~: 須崎町、皆野町 H24.1.28~: 上がわ町 H24.11.28~: 浦山町
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ シンジギク、チンゲンサイ、サンチュ バセリ	H23.4.4~4.22解除: 葛市、香取市、多古町 H23.4.4~4.22解除: 葛市 H23.4.4~4.22解除: 葛市	
タケノコ	セリリー	H24.4.5~: 木更津市 H24.4.8~: 佐倉市、茅ヶ崎市 H24.4.11~: 葛市、白井市、八千代市 H24.4.12~: 船橋市 H24.4.19~: 芝山町
農産物	キノコ類(露地栽培)	H23.1.10~: 佐倉市、茅ヶ崎市 H23.1.18~: 通山市 H24.2.28~: 印西市 H24.4.10~: 白井市 H24.4.18~: 佐倉市、八千代市 H24.5.10~: 山武市 H24.5.18~: 山武市
水産物	ギンブナ	H24.7.19~: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
肉	イシシの肉	H24.11.5~: 金城
その他	茶	H23.6.2~: 成田市 H23.6.2~H24.9.7解除: 大船里町 H23.7.4~H24.5.21解除: 勝浦市 H23.6.2~H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2~H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2~H24.19解除: 南老林市 H23.6.23~H24.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2~H24.14解除: 爱川町、清川町 H23.6.23~H24.26解除: 相模原市 H23.6.27~H24.26解除: 中井町 H23.6.2~H24.11解除: 小田原市 H23.6.2~H24.11.10解除: 真鶴町 H23.6.2~H24.10.19解除: 清水原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5~: 全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28~: 富士吉田市、富士河口湖町、南都村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.20~: 長井沢町、御代田町 H24.10.1~: 小諸市、南牧村 H24.10.11~: 佐久市
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5~: 御殿場市、小山町

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成24年11月7日現在

福島県		摂取制限
	H23.3.23～下記の地図以外	
野菜 非耕種性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、糸魚川市、泉崎村、中島村、飯川村 H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、北塩原町、湯川村、昭和村、鶴枝坂村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字翼峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字桔木森、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲) H23.3.23～6.1解除：郡山市、原町区行津及び原町区大飯字和田城の区域を除く。)、錦石町、石川町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除：福島市、田村市、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、錦石町、石川町、三春町、古殿町、三春町、小野町、古殿町、三春町、鶴枝坂村	
野菜 結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～4.27解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、鶴枝坂村 H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、中島村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国界町、只見町、白河市、矢吹町、鶴枝坂村、只祭町、堀町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字翼峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字桔木森、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲) H23.3.23～10.26解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
野菜 アブラ科の花薺類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～下記の地図以外 H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、糸魚川市、泉崎村、中島村、飯川村 H23.3.23～5.4解除：いわき市 H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、錦石町、石川町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除：会津若松市、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、鶴枝坂村、只見町 H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字翼峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字桔木森、原町区高倉字七曲)、及び大玉村 H23.3.23～10.26解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
野菜 原木しいたけ(露地)	H23.4.13～：飯舘村 H23.9.6～：糸魚川市(※被爆面に属する野生キノコに限る。) H23.9.15～：いわき市、鶴ヶ町 H23.9.20～：南相馬市	
水　イカガニの稚魚 屋　ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～全域 H24.3.22解除： H24.3.29～：新田川(支流を含む。)	
肉　イシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、磐梯町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	
	※_____の箇所は攝取制限の対象	